

防衛省職員生活協同組合

長期生命共済事業規約

目 次

防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業規約

第1章 総 則

第1節 通 則

第 1 条 通 則	1
第 2 条 定 義	1
第 3 条 事 業	2
第 4 条 共済期間	3
第 5 条 保障期間の開始及び満了	3
第 6 条 年齢の計算	3

第2節 共済契約関係者

第 7 条 共済契約者の範囲	3
第 8 条 被共済者の範囲	3
第 9 条 共済金等の受取人	3
第 9 条の2 死亡共済金等受取人の変更	4

第2章 共済契約の締結

第1節 共済契約の申込及び承諾

第10条 共済契約の重要事項の提示	4
第11条 共済契約の申込み	5
第12条 共済契約の成立及び効力	5
第13条 保障（据置）期間開始の申込み等	5
第14条 告知義務	6
第15条 保障（据置）期間開始の通知	6
第16条 共済契約承諾書の交付	6
第16条の2 共済契約の申込みの撤回	6

第2節 共済契約の変更

第17条 共済契約の変更	6
第18条 共済契約者の通知義務等	7

第3節 共済契約の終了

第19条 共済契約の無効	7
第20条 共済契約者による解約	7
第21条 告知義務違反による解除	7
第21条の2 重大事由による解除	8
第21条の3 詐欺又は強迫による取消し	9

第21条の4 契約当事者以外の者による解除の効力等	9
第22条 死亡共済金、重度障害共済金等の支払による共済契約の消滅	9
第3章 保障必要原資額及び共済掛金	
第23条 保障期間の契約の区分	10
第24条 保障必要原資額	10
第25条 共済掛金及びその払込み	10
第26条 共済掛金の積立て及び据置き	10
第27条 積立て期間における共済掛金積立金等の上限額	11
第28条 積立て期間の積立金等の通知	11
第4章 共済金額等及び共済金等の支払	
第1節 共済金、給付金の金額及び共済契約口数の限度	
第29条 共済金等の種類及び金額	11
第30条 共済契約口数の限度及び共済金の最高限度額	12
第2節 共済金等の支払	
第31条 積立て期間及び据置期間の共済金等の支払	12
第32条 災害死亡共済金及び災害重度障害共済金の免責事由	13
第33条 災害死亡共済金等重複支払の排除	13
第34条 保障期間中の共済金の支払	13
第35条 入院共済金支払の特則	14
第36条 入院共済金の免責事由	14
第37条 死亡共済金の免責事由	15
第38条 重度障害共済金の免責事由	15
第39条 死亡共済金等重複支払の排除	15
第40条 不実記載の場合の共済金支払義務の免除	15
第41条 生死不明の場合の災害死亡共済金等の支払	15
第42条 共済金の分割支払等	15
第3節 共済金等の請求	
第43条 共済金等の請求	16
第43条の2 入院共済金等の代理請求	16
第44条 共済金等の支払	16
第45条 時効	17
第5章 異議の申立て	
第46条 異議の申立て及び審査委員会	18
第6章 積立て割戻金の割当て及び支払	
第47条 積立て割戻金の割当て	18
第48条 積立て割戻金の支払	18
第7章 支払準備金、責任準備金及び契約者割戻準備金	
第49条 支払準備金、責任準備金及び契約者割戻準備金	19

第8章 その他	
第50条 事情の変更	19
第51条 質入れ等の禁止	19
第52条 既共済契約の転換	19
第53条 規約の変更	20
第54条 細則	20
附 則	20
別表第1：不慮の事故の定義とその範囲	22
別表第2：重度障害の状態	23
別表第3：長期生命共済契約の区分(保障期間)	24
別表第4：保障必要原資額表	25

防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業規約

(平成 5 年 8 月 17 日制定)

全部改正 平成 17 年 12 月 16 日

一部改正 平成 19 年 4 月 18 日

全部改正 平成 22 年 3 月 31 日

一部改正 平成 23 年 10 月 5 日

平成 24 年 11 月 16 日

平成 25 年 11 月 28 日

平成 26 年 11 月 17 日

平成 30 年 11 月 1 日

令和 3 年 10 月 25 日

令和 4 年 11 月 29 日

第 1 章 総 則

第 1 節 通 則

(通 則)

第 1 条 防衛省職員生活協同組合（以下「組合」という。）は、防衛省職員生活協同組合定款（以下「定款」という。）第 70 条の規定に基づき、防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業規約を次のとおり定める。

(定 義)

第 2 条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「組合の職域」とは、組合の定款第 4 条に定める職域をいう。
- (2) 「傷病」とは、傷害及び疾病をいい、「傷害」とは、別表第 1 に定める急激かつ偶発的な不慮の事故（以下「災害」という。）により身体に受けた損傷を、「疾病」とは、傷害に該当しない病気をいう。
- (3) 「重度障害の状態」とは、別表第 2 で定める状態になったことをいう。
- (4) 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療又は通院による治療によっては治療の目的を達成することができないため、病院又は診療所（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院又は診療所（これらに同等と組合が認めた日本国外の医療施設を含む。）をいい、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に定める介護保険施設及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に定める老人福祉施設を含まない。）に入院し、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。

- (5) 「共済契約者」とは、共済契約の当事者のうち、共済掛金の支払責任を負う者をいう。
- (6) 「被共済者」とは、その者の生死又は傷病に関し、組合が共済金を支払うこととなる者をいう。
- (7) 「積立期間」とは、共済契約者から災害死亡共済掛金、災害重度障害共済掛金（以下「災害死亡等共済掛金」という。）の払込みを受け、災害死亡又は災害重度障害の状態になったとき等に、共済金・給付金を支払うことを約するとともに、第25条第3項に規定する基本掛金、同条第4項に規定する事前積立掛金及び同条第5項に規定する一時払掛金の払込みを受け、積み立てる期間をいう。
- (8) 「据置期間」とは、共済掛金積立金及び積立割戻金（以下「共済掛金積立金等」という。）の額を保障期間の保障開始時まで据え置く期間をいう。
- (9) 「保障期間」とは、組合が、組合員の退職後（54歳以上）共済契約に基づいて被共済者が傷病の治療を目的として入院し、又は死亡若しくは重度障害の状態になったときに、共済金を支払うことを約する期間をいう。
- (10) 「本人コース」とは、共済契約者を被共済者とする共済契約をいう。
- (11) 「本人・配偶者コース」とは、共済契約者及びその配偶者を被共済者（共済契約者の配偶者である被共済者を以下「配偶者」という。）とする共済契約をいう。
- (12) 「応当日」とは、保障期間中に迎える毎年の保障開始日に対応する日をいう。
- (13) 「責任準備金相当額」とは、別紙「長期生命共済に関する掛金額及び責任準備金額算出方法書（以下「算出方法書」という。）」に定める方法により算出した責任準備金に相当する額をいう。
- (14) 「共済掛金積立金」とは、第25条第3項に規定する基本掛金、同条第4項に規定する事前積立掛金及び同条第5項に規定する一時払掛金を積み立てたものをいう。
- (15) 「解約返戻金」とは、算出方法書で定める方法により算出した共済契約の解約及び解除の際に共済契約者に支払う返戻金をいう。
- (16) 「保障必要原資額」とは、算出方法書で定める方法により算出した保障期間の保障に必要な金額をいう。
- (17) 「告知事項」とは、支払事由の発生の可能性に関する重要事項のうち、防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業事務取扱規則（以下「事務取扱規則」という。）に定める長期生命共済契約確定届及び保障（据置）開始申込書（以下「共済契約確定届」という。）に掲げ、告知を求めたものをいう。
- (18) 「積立割戻金」とは、消費生活協同組合法第50条の10の規定により分配される契約者割戻しの額をいう。

（事業）

第3条 組合が行う長期生命共済事業（以下「共済事業」という。）は、共済契約者から共済掛金の払込みを受け、被共済者について、共済期間中に次表に定める共済事故等があった場合には、それぞれ対応する欄の共済金又は給付金（以下「共済金等」という。）を支払うこと

とを約する事業とする。

時 期	共済事故等	共済金等
積立期間中及び 据置期間中	災害死亡	災害死亡共済金
	災害重度障害の状態	災害重度障害共済金
	死 亡	死亡給付金
	重度障害の状態	重度障害給付金
保障期間中	入 院	入院共済金
	死 亡	死亡共済金
	重度障害の状態	重度障害共済金

(共済期間)

第4条 共済期間は、第12条第2項に定める共済契約の成立の日から次条に定める保障期間満了の日までの間とする。

(保障期間の開始及び満了)

第5条 共済契約者及び配偶者の保障期間は、共済契約者が54歳以上で組合の職域を退職した日の属する月の翌月の1日に開始（以下「保障開始日」という。）し、85歳になった年の応当日の前日に満了（以下「保障期間満了日」という。）する。

(年齢の計算)

第6条 共済契約者の年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てる。

第2節 共済契約関係者

(共済契約者の範囲)

第7条 組合と共に済契約を締結することのできる者は、組合員とする。

(被共済者の範囲)

第8条 被共済者となることができる者は、共済契約者及びその配偶者（内縁関係にあるものを含む。以下同じ。）とする。

(共済金等の受取人)

第9条 災害死亡共済金、死亡給付金及び死亡共済金（以下「死亡共済金等」という。）の受取人は、共済契約があらかじめ指定した者（以下「死亡共済金等受取人」という。）とする。この場合において、共済契約者は、死亡共済金等受取人を変更し、改めて指定することができる。

2 災害重度障害共済金、重度障害給付金、入院共済金及び重度障害共済金（以下「入院共済金等」という。）の受取人は、共済契約者とする。この場合において、保障期間中の共済契約者の死亡により入院共済金等を受け取ることができないときは、死亡共済金等受取人

を当該入院共済金等の受取人とする。

- 3 保障期間中に契約者が死亡した後、配偶者が引き続き被共済者である場合には、配偶者に係る入院共済金及び重度障害共済金の受取人は、配偶者とする。この場合、当該配偶者は死亡共済金等受取人を変更し、改めて指定することができる。
- 4 受取人が指定されていない場合の受取人は、被共済者の遺族とし、その範囲及び順序は、被共済者の配偶者、子、父母（養父母を先とし、実父母を後とする。）、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。
- 5 前項の場合において、同順序の死亡共済金等受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は他の死亡共済金等受取人を代表するものとする。
- 6 組合が1人の死亡共済金等受取人に対して共済金等の全額を支払った後において、他の者から共済金等の全額又は一部の支払の請求がなされても、組合は支払の責に任じない。
- 7 死亡共済金等受取人が死亡し、その後に新たな指定がなされずに共済金等の支払事由が発生したときの当該共済金等の受取人は、第4項に規定する範囲及び順序とし、かつ、当該共済金等支払事由が発生したときに生存している者とする。

（死亡共済金等受取人の変更）

第9条の2 共済契約者は、死亡共済金等の支払事由が発生するまでは、組合に対する書面による通知により、死亡共済金等受取人の変更をすることができる。この場合において、被共済者が配偶者であるときは、当該配偶者の同意を得なければ、当該変更の効力は生じない。

- 2 組合は、共済契約者又は被共済者が死亡共済金等受取人を変更した場合は、当該変更を承諾した旨を書面により当該共済契約者に通知する。
- 3 第1項に規定する通知が組合に到達した場合は、共済契約者又は被共済者が当該通知を組合に発したときから、その効力を生じる。
- 4 第1項に規定する通知が組合に到達する前に、組合が既に変更前の死亡共済金等受取人に死亡共済金等を支払っている場合は、これを重複して支払わない。
- 5 遺言による死亡共済金等受取人の変更は、できないものとする。

第2章 共済契約の締結

第1節 共済契約の申込及び承諾

（共済契約の重要な事項の提示）

第10条 組合は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをする者に共済契約の内容に係る重要な事項をあらかじめ提示しなければならない。

（1）契約概要に係る事項

- ア 共済の仕組み
- イ 保障の内容
- ウ 共済期間
- エ 共済金額
- オ 共済掛金
- カ 解約及び解約返戻金

(2) 注意喚起に係る事項

- ア 申込みの撤回
- イ 告知義務等の内容
- ウ 保障開始日
- エ 共済金を支払えない場合
- オ 共済掛金の払込猶予期間
- カ 共済金の削減
- キ その他注意喚起が必要な事項

(共済契約の申込み)

第11条 共済契約の申込みをする者は、防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業細則(以下「細則」という。)及び事務取扱規則に定めるところにより、共済契約申込書を組合に提出しなければならない。

(共済契約の成立及び効力)

第12条 組合は、前条の規定に基づく共済契約の申込みを受けたときは、共済契約申込書の記載内容を審査し、その諾否を当該申込みをした者に通知するものとする。

- 2 前条の規定により申し込んだ共済契約は、組合がその申込みを承諾した日に成立する。
- 3 共済契約の効力は、第25条に規定する共済掛金の払込みがあった日の翌日の午前零時から生じ（以下「共済契約発効日」という。）、共済期間満了日の午後12時に終了する。

(保障（据置）期間開始の申込み等)

第13条 共済契約者は、組合の職域を退職する際、第5条に規定する保障期間に移行するとき及び第26条第2項の規定により共済掛金積立金等を据え置こうとするときは、第23条に定める共済契約のコース及び口数を確定し、共済契約確定届を組合に提出しなければならない。この場合において、本人・配偶者コースの共済契約確定届を提出する者は、当該配偶者の同意を得なければならない。

- 2 前項について、積立期間中にこの規約の変更があったときは、据置期間の初日又は保障開始日における規約の内容による。
- 3 共済契約者は、保障期間への移行を希望しないときは第20条の規定に基づく解約の手続きを行うものとする。
- 4 組合は、共済契約者から第1項に規定する共済契約確定届が積立期間満了の日（組合の職域を退職する日の属する月の末日）までに提出されないときは、共済契約は積立期間満

了の日に、共済契約者によって解約されたものとみなす。

(告知義務)

第14条 共済契約者は、前条の規定により共済契約確定届を提出する際、告知事項について組合に事実を告知しなければならない。この場合において、配偶者を被共済者とするときは、配偶者についても告知しなければならない。

2 防衛省職員生活協同組合生命共済事業規約に基づく生命共済契約加入者については、前項に規定する告知を省略することができる。

(保障（据置）期間開始の通知)

第15条 組合は、共済契約確定届を受理し、その内容を審査してこれを承諾した場合において、第25条第4項及び第26条第2項の規定により保障期間又は据置期間の掛金が払い込まれたときは、保障期間又は据置期間が開始された旨を共済契約者に通知する。

(共済契約承諾書の交付)

第16条 組合は、共済契約の申込み及び第13条の規定により共済契約確定届の提出を受けこれを承諾したときは、共済契約承諾書を作成し、遅滞なく共済契約者に交付する。

(共済契約の申込みの撤回)

第16条の2 共済契約者は、一時払掛金の払込み後、領収日（振込日）を含めて8日以内である場合には、書面により申込みの撤回を組合に対してすることができる。

2 組合は、前項に規定する申込みの撤回をする旨が記載された書面を受け取ったときは、共済契約は成立しなかったものとみなし、すでに払い込まれた保障必要原資額は、共済契約の申込みをした者に返還するものとする。

第2節 共済契約の変更

(共済契約の変更)

第17条 共済契約者は、据置期間中及び保障期間中は共済契約のコース・口数を変更することはできない。

2 次の各号に掲げる場合には共済契約変更の手続きを行わなければならない。

(1) 本人・配偶者コースの共済契約者が婚姻を解消したときは、当該共済契約者は、本人コースに共済契約変更の手続きを行われなければならない。この場合、組合は、配偶者に係る責任準備金相当額及び第48条に規定する積立割戻金を共済契約者に支払う。

(2) 本人・配偶者コースの共済契約者が、保障開始後に死亡又は重度障害の状態となり共済金の給付を受け被共済者でなくなった場合において、その配偶者が引き続き被共済者であることを希望するときは、当該配偶者は、組合にその旨を届け出なければならない。据置期間中の共済契約についても同様とする。

(3) 組合は、前各号の規定による共済契約の変更の届出を受けこれを承諾したときは、事務取扱規則の定めるところにより共済契約者又は被共済者に通知する。

(共済契約者の通知義務等)

第18条 共済契約者は、第5条に規定する保障期間中に氏名、死亡共済金等受取人及び住所の変更等があったときは、事務取扱規則に定めるところにより、遅滞なく組合に届けなければならない。

第3節 共済契約の終了

(共済契約の無効)

第19条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合はそのすべて又は一部を無効とする。

- (1) 共済契約者が、共済契約発効日前日までに、又は保障期間の保障が始まる日（以下「保障開始日」という。）の前日までに、すでに死亡又は重度障害の状態になっていたときは、すべての共済契約
 - (2) 配偶者が保障開始日の前日までに、すでに死亡又は重度障害の状態になっていたときは、配偶者部分の共済契約
 - (3) 共済契約の口数が第30条に規定する限度を超過していたときは、当該超過分の共済契約
- 2 前項の規定によって共済契約が無効となったときは、組合は、共済契約者又は死亡共済金等受取人に当該共済契約に係る共済掛金を返還する。
- 3 組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合において、既に支払われた共済金及び次条第3項に規定する解約返戻金等の返還を請求することができる。

(共済契約者による解約)

第20条 共済契約者は、いつでも共済契約を将来に向かって解約することができる。

- 2 共済契約者は、前項の規定により解約を申し込む場合には、解約申込書を組合に提出しなければならない。
- 3 組合は、共済契約者から解約の申込みを受けたときは、解約申込書の内容を審査し、解約返戻金及び第48条に規定する積立割戻金（以下「解約返戻金等」という。）を共済契約者に支払うものとする。
- 4 解約の効力は、前項に規定する解約の日の翌日午前零時から生ずる。

(告知義務違反による解除)

第21条 組合は、共済契約者又は被共済者が告知事項について、故意又は重大な過失により事実を告げず、又は不実の告知をしたときは、共済契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 組合は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができない。

- (1) 共済契約の締結又は変更の時において、組合が前項の事実を知っていたとき又は過失によって知らなかったとき。
- (2) 締結又は変更された共済契約の共済金等の支払事由が、2年を超えて生じていないとき。
- 3 第1項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月間経過した場合又は当該共済契約の成立後5年を経過した場合は消滅する。
- 4 組合は、第1項の規定による解除が、支払事由が発生した後になされた場合であっても、共済金等を支払わないものとする。この場合において、既に共済金等を支払っていたときは、組合は、その共済金等の返還を請求することができるものとする。
- 5 前項の規定は、第1項に規定する解除の原因となった事実によらず発生した支払事由については、適用しない。
- 6 組合は、第1項の規定により共済契約の全部又は一部を解除する場合は、書面によりその旨を共済契約者に通知する。ただし、共済契約者の所在が不明の場合その他正当な理由により共済契約者に通知することができない場合には、被共済者又は共済金等受取人に解除の通知をするものとする。
- 7 組合は、共済契約の全部又は一部を解除した場合には、当該解除部分の解約返戻金等を共済契約者に支払うものとする。

(重大事由による解除)

第21条の2 組合は、次の各号に掲げる事由のうちいづれかがある場合には、共済契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 共済契約者又は共済金等の受取人が、組合に死亡共済金等を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと。
- (2) 契約者、被共済者又は共済金等の受取人が、組合に入院共済金等を支払わせることを目的として災害重度障害共済金、重度障害共済金又は入院共済金の支払事由を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (3) 共済金等の受取人が共済金等の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (4) 前3号に掲げる事由のほか、組合の共済契約者、被共済者又は共済金等の受取人に対する信頼を損ない、共済契約の全部又は一部の存続を困難とする重大な事由
- 2 組合は、前項の規定により共済契約の全部又は一部を解除した場合において、同項の発生した時から共済契約を解除した時までの間に生じた支払事由については、共済金等を支払わないものとする。この場合において、既に共済金等を支払っていたときは、組合は、その共済金等の返還を請求することができるものとする。
- 3 組合は、第1項の規定により共済契約の全部又は一部を解除する場合は、書面によりその旨を共済契約者に通知する。ただし、共済契約者の所在が不明の場合その他正当な理由により共済契約者に通知することができない場合には、被共済者又は共済金等受取人に解除の通知をするものとする。
- 4 組合は、共済契約の全部又は一部を解除した場合には、当該解除部分の解約返戻金等を

共済契約者に支払うものとする。

(詐欺又は強迫による取消し)

第21条の3 組合は、共済契約の締結に際し、共済契約者又は被共済者に詐欺又は強迫の行為があったときは、当該共済契約を取り消すことができる。この場合において、組合は、既に払い込まれた共済掛金は返還しない。

2 前項に規定する取消しは、書面をもって当該共済契約者に通知するものとする。

(契約当事者以外の者による解除の効力等)

第21条の4 差押債権者、破産管財人その他の共済契約の当事者以外の者で当該共済契約の解除をすることができる者（以下「解除権者」という。）が行う共済契約の解除は、解除する旨の通知が組合に到達した日から1か月を経過した日に、その効力が生じる。

2 前項に規定する解除が通知された場合であっても、通知の時において、次の各号のいずれかに該当する共済金等の受取人が、共済契約者の同意を得て、前項に規定する解除の効力が生じるまでの間に、当該解除の通知が組合に到達した日に解除の効力が生じたとすれば組合が解除権者に支払うべき金額を解除権者に支払い、かつ、組合にその旨を通知したときは、当該解除はその効力を生じない。

(1) 共済契約者又は被共済者の親族

(2) 被共済者

3 前項に規定する通知をする場合、共済金等の受取人は、組合の定める書類を組合に提出しなければならない。

4 第1項に規定する解除の通知の時から同項に規定する解除の効力が生じ、又は第2項の規定により当該効力が生じないこととなるまでの間に共済事故が発生し、組合が共済金等の支払を行うことにより共済契約が消滅するときは、次の各号によるものとする。

(1) 組合は、第1項の解除の通知が組合に到達した日に解除の効力が生じたとすれば組合が解除権者に支払うべき金額を解除権者に支払うものとする。ただし、共済事故の発生により支払うべき金額を限度とする。

(2) 組合は、共済事故の発生により支払うべき金額から解除権者に支払った金額を差し引いてなお残額があるときは、当該残額を、共済金等の受取人に支払うものとする。

(死亡共済金、重度障害共済金等の支払による共済契約の消滅)

第22条 積立期間中及び据置期間中の共済契約は、共済契約者が死亡した場合はその時をもって、また、災害重度障害共済金若しくは重度障害給付金が支払われた場合は重度障害の状態になった時をもって消滅する。

2 保障期間中の共済契約は、共済契約者が死亡した場合はその時をもって、また、重度障害共済金が支払われた場合は重度障害の状態になった時をもって消滅する。

ただし、第17条第2項第2号及び第3号の規定による場合には、配偶者に係る部分の共済契約は、共済契約締結時に予定された契約者の保障期間が満了する日まで存続する。

3 被共済者である配偶者が死亡した場合はその時をもって、また、重度障害共済金が支払

われた場合は重度障害の状態になった時をもって、配偶者に係る部分の共済契約は消滅する。

第3章 保障必要原資額及び共済掛金

(保障期間の契約の区分)

第23条 保障期間におけるコース別、入院保障及び死亡保障の口数別の区分は、別表第3のとおりとする。

(保障必要原資額)

第24条 保障期間の保障開始時における保障必要原資額は、算出方法書に定める方法により算出された保障開始日の満年齢の当該原資額とし、前条に規定する区分による保障開始年齢別の額は、別表第4のとおりとする。

(共済掛金及びその払込み)

第25条 共済掛金は、災害死亡等共済掛金、基本掛金、事前積立掛金及び一時払掛け金とする。

2 災害死亡等共済掛金は、積立期間中及び据置期間中の共済契約者に対する災害死亡共済金、災害重度障害共済金の原資とするものであり、年額60円とし、積立期間中の共済契約者は火災共済及び生命共済（以下「短期共済」という。）の利用分量割戻金を振り替えることにより、据置期間中の共済契約者は第47条に規定する積立割戻金を振り替えることにより、それぞれ払い込むものとする。

3 基本掛金は、短期共済の利用分量割戻金から災害死亡等共済掛金及び割戻金の振替による増額出資金を差し引いた額を振り替えることにより、払い込むものとする。

4 事前積立掛金は、共済掛金積立金等の額が保障期間の保障開始時に必要とする保障必要原資額に達しないと見込まれるときに払い込むことができる掛け金をいい、細則の定めるところにより組合に払い込むことができる。

5 一時払掛け金は、共済契約者が保障期間の保障開始時に必要とする保障必要原資額に、共済掛金積立金等の額が達しない場合はその差額とし、共済契約者は積立期間満了の日までに組合に払い込まなければならない。

6 共済契約は、前項の一時払掛け金が所定の期日までに払い込まれない場合、保障開始日前に、共済契約者によって解約されたものとみなす。

(共済掛金の積立て及び据置き)

第26条 共済契約者は、前条の規定により共済掛金を共済契約発効日から組合の職域を退職する日までの間に払い込み、積み立てるものとする。

2 共済契約者が、60歳になる前に組合の職域を退職し、その共済契約者の保障期間の保障開始時における共済掛金積立金等の額が保障必要原資額に達しているとみなされる場合（一時払掛け金によって払い込まれた場合を含む。）には、細則の定めるところにより保障開

始日までの間、その共済掛金積立金等の額を据え置くことができる。

(積立期間における共済掛金積立金等の上限額)

第27条 積立期間における共済契約者の共済掛金積立金等の額は、第24条に定める保障必要原資額を超えることはできない。

(積立期間の積立金等の通知)

第28条 組合は、積立期間満了の日までの間、共済契約者に対し、共済契約に係る共済掛金積立金等の額を、毎年1回書面で通知する。

第4章 共済金額等及び共済金等の支払

第1節 共済金、給付金の金額及び共済契約口数の限度

(共済金等の種類及び金額)

第29条 共済金及び給付金の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 積立期間及び据置期間

ア 災害死亡共済金

共済契約者の災害死亡につき、20万円

イ 災害重度障害共済金

共済契約者の災害による重度障害の状態につき、20万円

ウ 死亡給付金

共済契約者の死亡（災害による場合を含む。）につき、当該共済契約者が死亡した日における責任準備金相当額

エ 重度障害給付金

共済契約者の重度障害の状態（災害による場合を含む。）につき、当該共済契約者が重度障害の状態になった日における責任準備金相当額

(2) 保障期間

ア 入院共済金

共済契約口数1口を単位として、被共済者の入院1日につき、5,000円を乗じて得た金額。通算1,000日を支払限度日数とする。

イ 死亡共済金

共済契約口数1口を単位として、被共済者の死亡につき、100万円。ただし、死亡時点の解約返戻金額が死亡共済金額を超える場合、超える部分の金額を死亡共済金に上乗せして支払う。

ウ 重度障害共済金

共済契約口数1口を単位として、被共済者の重度障害の状態につき、100万円。ただし、重度障害の状態になった時点の解約返戻金額が重度障害共済金額を超える場合、

超える部分の金額を重度障害共済金に上乗せして支払う。

(共済契約口数の限度及び共済金の最高限度額)

第30条 前条第1号に規定する積立期間中及び据置期間中の共済契約口数は1口とし、災害死亡共済金及び災害重度障害共済金はそれぞれ20万円とする。

2 前条第2号に規定する保障期間中の共済契約口数は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 入院共済金

被共済者1人につき、2口

(2) 死亡共済金

被共済者1人につき、70歳になった年の応当日の前日までは最高5口とし、70歳になった年の応当日からは1口。本人・配偶者コースの場合、配偶者の年齢は、実年齢にかかわらず契約者の年齢に同じとみなす。

(3) 重度障害共済金

死亡共済金と同じ。

3 共済契約に係る共済金の最高限度額は、被共済者1人につき1,500万円とする。

第2節 共済金等の支払

(積立期間及び据置期間の共済金等の支払)

第31条 積立期間又は据置期間の災害死亡共済金、災害重度障害共済金、死亡給付金及び重度障害給付金の支払事由は、次のとおりとする。

(1) 災害死亡共済金

積立期間又は据置期間に共済契約者が、次により死亡したとき。

ア 共済契約発効日以降に災害を直接の原因とする事故が発生した日から起算して180日以内に死亡したこと。

イ 共済契約発効日以降に災害を直接の原因として感染症により死亡したこと。

ウ 共済契約発効日以降に発生した訓練、実験、演習、災害派遣等の公務中の原因によるもので、かつ、国家公務員災害補償法による公務上の死亡であること。

(2) 災害重度障害共済金

積立期間又は据置期間に共済契約者が、次により重度障害の状態になったこと。この場合において、共済契約発効日前に既にあった障害状態に、共済契約発効日以降に発生した災害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって重度障害の状態になったときを含むものとする。

ア 共済契約発効日以降に災害を直接の原因とする事故が発生した日から起算して180日以内に重度障害の状態になったこと。

イ 共済契約発効日以降に災害を直接の原因として感染症により重度障害の状態になったこと。

ウ 共済契約発効日以降に発生した訓練、実験、演習、災害派遣等の公務中の原因によるもので、かつ、国家公務員災害補償法による公務上の重度障害の状態であること。

(3) 死亡給付金

積立期間又は据置期間に共済契約者が死亡したこと。

(4) 重度障害給付金

積立期間又は据置期間に共済契約者が、共済契約発効日以降の傷病を原因として重度障害の状態になったこと。この場合において、共済契約発効日前に既にあった障害状態に、共済契約発効日以降の傷病（共済契約発効日前にすでにあった障害状態の原因となった傷病と因果関係のない傷病に限る。）を原因とする障害状態が新たに加わって重度障害の状態になったときを含むものとする。

（災害死亡共済金及び災害重度障害共済金の免責事由）

第32条 組合は、次の各号のいずれかを原因として共済契約者が死亡し又は重度障害の状態になった場合には、災害死亡共済金又は災害重度障害共済金を支払わない。

(1) 共済契約者又は死亡共済金等受取人の故意又は重大な過失によるとき。

(2) 共済契約者の私闘その他の犯罪行為によるとき。

2 前項第1号の規定に該当する場合で、その死亡共済金等受取人が共済金の一部の受取人であるときは、その残額を他の死亡共済金等受取人に支払う。

3 組合は、第1項の規定により災害死亡共済金及び災害重度障害共済金が支払われない場合、責任準備金相当額を被共済者の法定相続人に支払う。

（災害死亡共済金等重複支払の排除）

第33条 組合は、第31条第1号に規定する災害死亡共済金を支払った場合には、その後重複して災害重度障害共済金を支払わない。

2 組合は、第31条第3号に規定する死亡給付金を支払った場合には、その後重複して重度障害給付金を支払わない。

（保障期間中の共済金の支払）

第34条 保障期間中の入院共済金、死亡共済金及び重度障害共済金の支払事由は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 入院共済金

被共済者が保障開始日以降に傷病の治療を目的として入院し、その入院日数が保障期間中に継続して3日以上となったこと。ただし、第14条第2項に該当する者については、保障開始日以前に傷病の治療を目的として入院した場合において、その入院日数が保障期間中に継続して3日以上となったこと。

(2) 死亡共済金

被共済者が保障開始日以降の傷病を原因として、保障期間中に死亡したこと。ただし、第14条第2項に該当する者については、保障開始日以前の傷病を原因とする場合を含む。

(3) 重度障害共済金

被共済者が保障開始日以降の傷病を原因として、保障期間中に重度障害の状態になったこと。この場合において、保障開始日以前にすでにあった障害状態に、保障開始日以降の傷病（保障開始日以前にすでにあった障害状態の原因となった傷病と因果関係のない傷病に限る。）を原因とする障害状態が新たに加わって重度障害の状態になったときを含む。ただし、第14条第2項に該当する者については、保障開始日以前の傷病を原因とする場合を含む。

（入院共済金支払の特則）

第35条 入院共済金の支払は、前条第1号の規定によるほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 被共済者が、保障開始日以前に生じた傷病により、保障開始日から2年以上経過した後に入院したときは、その入院は当該保障開始日以降に生じた傷病による入院とみなす。
- (2) 1回の入院につき120日を限度とする。
- (3) 被共済者が転入院した場合は、その転入院につき前入院から継続して入院していたとみなすべき事情があると組合が認めたときは、これを継続した1回の入院とみなす。
- (4) 被共済者が退院日の翌日から起算して180日以内に再び入院したときは、これらの入院は1回の入院とみなす。この場合において、当該再入院が保障期間中に連續して3日以上になったときに限り、入院共済金を支払う。
- (5) 被共済者が入院期間中に医師又は歯科医師が退院して差し支えないと認定したときは、入院共済金の支払日数は入院1日目から医師又は歯科医師の認定により退院して差し支えないと認定された日までとする。
- (6) 被共済者が治療を目的としない検査入院等の事由により入院を開始し、保障開始日以降の入院中に傷病が判明し、医師によって入院の必要性があると診断されて入院を継続したときは、その診断がなされた日に入院したものとみなす。
- (7) 被共済者の入院中に共済期間が満了したことにより共済契約が消滅した場合であって、その消滅後もその入院と同一の原因又は直接の関係がある原因により継続して入院しているときは、その入院は共済期間中の入院とみなす。この場合において、120日を支払日数の限度とする。

（入院共済金の免責事由）

第36条 組合は、次の各号のいずれかを原因として被共済者が入院した場合には、入院共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失によるとき。
- (2) 被共済者の私闘その他の犯罪行為によるとき。
- (3) 美容上の措置、治療を伴わない診断のための検査入院等、正常分娩及び疾病を直接の原因としない不妊手術等によるとき。
- (4) 先天性異常、精神障害（統合失調症（精神分裂症）、うつ病等）又は慢性中毒（アルコール中毒、モルヒネ中毒、ヘロイン中毒等）によるとき。

(死亡共済金の免責事由)

第37条 組合は、次の各号のいずれかを原因として被共済者が死亡した場合は、死亡共済金を支払わない。

- (1) 保障開始日から1年以内の被共済者の自殺によるとき。
- (2) 死亡共済金等受取人の故意によるとき。
- (3) 共済契約者の故意により被共済者たる配偶者が死亡したとき。
- (4) 被共済者の私闘その他の犯罪行為によるとき。

2 前項第2号の規定に該当する場合において、当該死亡共済金等受取人が当該共済金の一部の受取人であるときは、組合は、当該共済金の額からその者が受けとるべき金額を差し引いた額を他の死亡共済金等受取人に支払う。

3 第1項の規定に該当し死亡共済金が支払われない場合において、組合は、責任準備金相当額を被共済者の法定相続人に支払う。

(重度障害共済金の免責事由)

第38条 組合は、次の各号のいずれかを原因として被共済者が重度障害の状態になった場合は、重度障害共済金を支払わない。

- (1) 保障開始日から1年以内の被共済者の自殺行為によるとき。
- (2) 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失によるとき。
- (3) 被共済者の私闘その他の犯罪行為によるとき。

2 前項の規定に該当し重度障害共済金が支払われない場合において、組合は責任準備金相当額を共済契約者に支払い、契約を消滅させる。

(死亡共済金等重複支払の排除)

第39条 組合は、第34条第2号に規定する死亡共済金を支払った場合には、その後重複して重度障害共済金を支払わない。

(不実記載の場合の共済金支払義務の免除)

第40条 組合は、第43条の2に規定する代理請求人が第43条に規定する書類に故意に不実の記載をし、又はこれらの書類を偽造し若しくは変造した場合には、共済金を支払う義務を免れる。

(生死不明の場合の災害死亡共済金等の支払)

第41条 組合は、被共済者の生死不明の場合において被共済者が死亡したものと認めたときは、災害死亡共済金、死亡給付金又は死亡共済金（以下「災害死亡共済金等」という。）を支払う。

2 前項の場合において、組合が災害死亡共済金等を支払った後に被共済者の生存が判明したときは、死亡共済金等受取人は、すでに支払われた災害死亡共済金等を組合に返還しなければならない。

(共済金の分割支払等)

第42条 組合は、大規模災害その他の事由により、その支払うべき共済金の支払に支障が生じ又はそのおそれがある場合、総代会の議決を経て、当該共済金について分割支払、支払時期の延期又は支払額の削減ができるものとする。

第3節 共済金等の請求

(共済金等の請求)

第43条 第9条、第32条第2項、同条第3項、第37条第2項、同条第3項及び第38条第2項に規定する共済金等の受取人は、共済金等の支払請求の事由が生じたときは、細則の定めるところにより遅滞なく組合に請求を行うものとする。

(入院共済金等の代理請求)

第43条の2 共済契約者に入院共済金等の支払事由が生じた場合において、共済契約者が入院共済金等の請求を行う意思表示が困難であると組合が認めたときは、共済契約者に代わって、当該請求をおこなうことができる者（以下「代理請求人」という。）が入院共済金等を請求することができるものとする。

2 前項に規定する代理請求人の範囲及び順位は次のとおりとする。

- (1) 共済契約者の配偶者
- (2) 共済契約者の子
- (3) 共済契約者の父母（養父母を先とし、実父母を後とする。）
- (4) 共済契約者の孫
- (5) 共済契約者の祖父母
- (6) 共済契約者の兄弟姉妹

3 前項第2号から第6号までに規定する代理請求人のうち、同順位の代理請求人が2人以上あるときは、当該代理請求人のうちから代表者を選任し、その者が代理請求を行うものとする。

4 代理請求人が請求を行う場合は、代理請求人は、請求時においても第2項に規定する範囲内であることを要する。

5 第2項の規定にかかわらず、共済契約者に故意に第1項の支払事由を生じさせた者は、代理請求を行うことはできない。

(共済金等の支払)

第44条 組合は、前2条に規定する共済金等の支払請求を受けたときは、その内容を審査し、請求が正当なものであるときは、共済金等を共済金等の受取人に支払わなければならぬ。

2 組合は、共済金等の請求に必要な書類が組合に到達した日又は支払事由が発生した日のうち遅い日の翌日（以下「請求完了日」という。）以後、原則として、次の各号に掲げる日

数以内に共済金等を支払うものとする。

(1) 災害死亡共済金、死亡給付金及び死亡共済金

10日（日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び12月29日から翌月3日までの日を除く。）

(2) 前号以外の共済金及び給付金

30日（12月29日から翌月3日までの日を除く。）

3 組合は、共済金の支払又は共済掛金の払込免除のために次の各号に掲げる事項の確認が必要な場合において、共済契約の締結時から共済金請求時までに組合に提出された書類だけではその確認ができないときは、前号の規定にかかわらず、原則として、請求完了日以後60日以内に当該事項の確認を終え、共済金を支払うものとする。

(1) 共済金が支払われる事由に該当する事実の有無

(2) 共済金が支払われない事由に該当する事実の有無

(3) 解除、無効又は失効の事由に該当する事実の有無

4 組合は、前項各号に掲げる事項の確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会又は調査が不可欠であると認めた場合には、前2項の規定にかかわらず、原則として、請求完了日以後180日以内に当該事項の確認を終え、共済金を支払うものとする。この場合において、組合は、当該事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者又は共済金等の受取人に通知するものとする。

(1) 弁護士法その他の法令に基づく照会

(2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会

(3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会

(4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された被災地域における調査

(5) 日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査

5 第3項又は第4項の各号に掲げる事項の確認に際し、次の各号に掲げる場合に該当したときには、これにより遅延した期間は、第3項又は第4項に規定する日数に含めないものとする。

(1) 共済契約者、被共済者又は死亡共済金等受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合

(2) 組合が被共済者に対して、医師又は歯科医師の診断を求めた場合において、契約者又は被共済者が正当な理由なくその診断を拒み、又は妨げた場合

6 共済金は、共済契約者又は共済金受取人が指定した金融機関口座に振り込むものとする。

7 組合は、災害死亡共済金を支払う場合には、死亡給付金と合わせて支払うものとする。

8 組合は、災害重度障害共済金を支払う場合には、重度障害給付金と合わせて支払うものとする。

（時 効）

第45条 第9条、第32条第2項、同条第3項、第37条第2項、同条第3項及び第38条第

2 項に規定する共済金等の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅する。

- 2 前項の規定は、共済契約者又は第 17 条第 2 項第 2 号に規定する配偶者が、解約返戻金等、その他の支払を請求する場合に準用する。

第 5 章 異議の申立て

(異議の申立て及び審査委員会)

第 46 条 共済契約及び共済金の支払に関する組合の処分に不服がある共済契約者又は共済金等の受取人は、組合に置く審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

- 2 前項に規定する異議の申立ては、組合の処分があったことを知った日から 30 日以内に書面をもってしなければならない。
- 3 第 1 項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から 30 日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
- 4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は理事会において定める。

第 6 章 積立割戻金の割当て及び支払

(積立割戻金の割当て)

第 47 条 組合は、毎事業年度末に積み立てた第 49 条に規定する契約者割戻準備金の中から、その事業年度末において有効な共済契約に対して、算出方法書で定める方法により算出した契約者割戻金を共済契約者に割り当てることができる。

(積立割戻金の支払)

第 48 条 組合は、前条の規定により割り当てられた積立割戻金については、割当てを行つた次の事業年度から組合の定める利率により利息を付して積み立てるものとする。

- 2 組合は、積立割戻金を次に掲げる方法により支払うものとする。

(1) 積立期間

積立割戻金は、積立期間満了の日前に共済契約が消滅した場合は、共済契約者（災害死亡共済金、死亡給付金を支払うときは、その受取人）に支払い、積立期間満了の日まで共済契約が継続し保障期間に移行する場合において、共済掛金積立金の額が保障必要原資額に達していないときは、保障必要原資額に充当する。

(2) 据置期間

積立割戻金は、据置期間満了の日前に共済契約が消滅した場合は、共済契約者（災害死亡共済金、死亡給付金を支払うときは、その受取人）に支払い、据置期間満了の日まで共済契約が継続し保障期間に移行する場合においては、保障期間の積立割戻金として

取り扱う。

(3) 保障期間

積立割戻金は、保障期間満了日前に共済契約が消滅した場合は、共済契約者（死亡共済金を支払うときは、その受取人）に支払い、保障期間の満了によって共済契約が消滅した場合は、共済契約者（共済契約者が死亡した後、引き続き配偶者が被共済者であるときは、配偶者）に支払う。

第7章 支払備金、責任準備金及び契約者割戻準備金

(支払備金、責任準備金及び契約者割戻準備金)

第49条 組合は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）の定めるところにより、毎事業年度末において支払備金及び責任準備金を積み立てる。

2 責任準備金の種類は、共済掛金積立金、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、その額の算定は別紙「算出方法書」に定める方法による。

3 組合は、法令で定めるところにより、毎事業年度末において、算出方法書に定める方法により算出した契約者割戻準備金を積み立てることができるものとする。

第8章 その他

(事情の変更)

第50条 組合は、事情の変更により特に必要があると認めた場合は、総代会の議決を経て、この規約の規定又は共済掛金等の計算の基礎を将来に向かって変更することができる。ただし、災害死亡、入院の保障を除く。

(質入れ等の禁止)

第51条 共済金、解約返戻金等を請求する権利は、これを質入れ又は譲渡することができない。

(既共済契約の転換)

第52条 すでに満年齢70歳又は80歳で保障期間満了となる長期生命共済契約（以下「転換前契約」という。）を締結している据置期間・保障期間中の契約者は、防衛省職員生活協同組合長期生命共済契約転換に関する細則に定めるところにより、本規約に基づく長期生命共済契約（以下「転換後契約」という。）に転換することができる。

2 前項の規定により契約を転換するときは、次の各号に掲げる要件を満たしていることを要する。

(1) 転換後契約の契約日において、転換前契約の保障期間満了の日までの期間が2年以上あること。ただし、組合が特別の事情を認めたときは、この限りでない。

- (2) 転換の申込日時点において被共済者が入院していないこと。
- (3) 転換前契約と転換後契約は、共済契約者及び被共済者がそれぞれ同一人であること。
- (4) 転換後契約のコース及び口数は転換前契約と同等であること。

(規約の変更)

第53条 組合は、共済期間中であっても、法令等の改正又は社会情勢の変化その他の事情により、契約の内容を変更する必要が生じた場合等には、民法（明治29年法律第89号）548条の4（定型約款の変更）に基づき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。

- 2 前項の場合には、組合は、規約を変更する旨及び変更後の内容並びに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。
- 3 前項の電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号に基づくものをいう。

(細則)

第54条 この規約に定めるもののほか、共済事業の実施に関し必要な事項は、細則の定めるところによる。

附 則（平成17年12月16日）

- 1 この規約は、平成18年1月1日から施行し、平成18年1月1日以後の共済契約から適用する。即ち積立期間については当該日に存する契約及び同日以後の新たな契約に、また、保障期間については当該日以後に退職する者に係る契約に適用する。
- 2 前項の適用日現在、現に存する保障期間移行者に係る共済契約については、その共済期間の満了に至るまで従前の例による。
- 3 本改正前の共済契約から本改正に基づく共済契約に転換する場合の手続等については、長期生命共済契約転換に関する細則に定めるところによる。

附 則（平成19年4月18日）

この規約は、平成19年4月18日から施行し、同年1月9日から適用する。

附 則（平成22年3月31日）

- 1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成22年3月31日）から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 第9条の2（死亡共済金等定受取人の変更）、第21条の2（重大事由による解除）、第21条の3（詐欺又は強迫による取消し）、第21条の4（契約当事者以外の者による解除の効力等）、第43条の2（入院共済金等の代理請求）、第44条（共済金等の支払）、第45条（時効）の規約は、施行日前に成立した共済契約についても将来に向かって適用する。

附 則（平成 23 年 10 月 5 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 23 年 10 月 5 日）から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 16 日）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 28 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 25 年 11 月 28 日）から施行する。ただし、第 48 条から第 52 条に係る改正は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 11 月 17 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 26 年 11 月 17 日）から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 1 日）

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 30 年 10 月 19 日）から施行し、平成 32 年 7 月 1 日から適用する。

2 前項の適用日現在、現に存する据置期間及び保障期間に係る共済契約については、転換の手続きがない限り、その共済期間の満了に至るまで従前の例による。

附 則（令和 3 年 10 月 25 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和 3 年 10 月 15 日）から施行し、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 11 月 29 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和 4 年 11 月 21 日）から施行し、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。

別表第 1 不慮の事故の定義とその範囲

別表第 2 重度障害の状態

別表第 3 長期生命共済契約の区分（保障期間）

別表第 4 保障必要原資額表

別 紙 長期生命共済に関する掛金額及び責任準備金額算出方法書

不慮の事故の定義とその範囲

1 不慮の事故の定義

不慮の事故とは、「急激かつ偶発的な外因による事故」をいう。

2 外因による事故の範囲

番号	分類項目	分類番号
1. 0	交通事故	V01—V99
1. 1	交通事故により受傷した歩行者	V01—V09
1. 2	交通事故により受傷した自転車乗員	V10—V19
1. 3	交通事故により受傷したオートバイ乗員	V20—V29
1. 4	交通事故により受傷したオート三輪車乗員	V30—V39
1. 5	交通事故により受傷した乗用車乗員	V40—V49
1. 6	交通事故により受傷した軽トラック乗員またはバン乗員	V50—V59
1. 7	交通事故により受傷した大型輸送車両乗員	V60—V69
1. 8	交通事故により受傷したバス乗員	V70—V79
1. 9	その他の陸上交通事故	V80—V89
1. 10	水上交通事故	V90—V94
1. 11	航空および宇宙交通事故	V95—V97
1. 12	その他および詳細不明の交通事故	V98—V99
2. 0	不慮の損傷のその他の外因	W00—X59
2. 1	転倒・転落	W00—W19
2. 2	生物によらない機械的な力への曝露	W20—W49
2. 3	生物による機械的な力への曝露	W50—W64
2. 4	不慮の溺死および溺水	W65—W74
2. 5	その他の不慮の窒息	W75—W84
2. 6	電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露	W85—W99
2. 7	煙、火および火炎への曝露	X00—X09
2. 8	熱および高温物質との接触	X10—X19
2. 9	有毒動植物との接触	X20—X29
2. 10	自然の力への曝露	X30—X39
2. 11	有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露	X40—X49
2. 12	無理ながんばり、旅行および欠乏状態	X50—X57
2. 13	その他および詳細不明の要因への不慮の曝露	X58—X59

番 号	分 類 項 目	分類番号
3. 0	加害にもとづく傷害および死亡	X85-Y09
4. 0	不慮か故意か決定されない事件	Y10-Y34
5. 0	法的介入および戦争行為	Y35-Y36
6. 0	内科的および外科的ケアの合併症	Y40-Y84
6. 1	治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤	Y40-Y59
6. 2	外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故	Y60-Y69
6. 3	治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具	Y70-Y82
6. 4	患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの	Y83-Y84
7. 0	傷病および死亡の外因の続発・後遺症	Y85-Y89
8. 0	他に分類される傷病および死亡の原因に関係する補助的因素	Y90-Y98

注： 上記分類は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目（平成7年1月1日から施行）で、その内容は厚生省官房統計情報部編「疾病、傷病および死因統計分類提要」（平成7年発行）による。

別表第2

重 度 障 害 の 状 態

重度障害の状態とは、傷害又は疾病が治癒した後に残った精神的若しくは身体的な毀損状態であって、将来回復見込みのない次のいずれかに該当する状態をいう。

- 1 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2 言語又は咀嚼の機能を全く永久に失ったもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 5 両上肢を手関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- 6 両下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- 8 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表第3

長期生命共済契約の区分（保障期間）

1 本人コース（I型）

	プランI-1A	プランI-1B	プランI-3A	プランI-3B
死亡保障	1口 100万円	1口 100万円	3口 300万円	3口 300万円
入院保障	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円

	プランI-5A	プランI-5B
死亡保障	5口 500万円	5口 500万円
入院保障	5,000円	10,000円

死亡保障は、満70歳になった年の応当日の前日までは口数に応じる額を保障し、満70歳になった年の応当日から満期日までは口数にかかわらず一律100万円。

2 本人・配偶者コース（II型）（1人当たりの保障）

	プランII-1A	プランII-1B	プランII-3A	プランII-3B
死亡保障	1口 100万円	1口 100万円	3口 300万円	3口 300万円
入院保障	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円

	プランII-5A	プランII-5B
死亡保障	5口 500万円	5口 500万円
入院保障	5,000円	10,000円

死亡保障は、満70歳になった年の応当日の前日までは口数に応じる額を保障し、満70歳になった年の応当日から満期日までは口数にかかわらず一律100万円。

配偶者の年齢は、実年齢にかかわらず契約者の年齢と同じとみなす。

保障必要原資額表

1 本人コース

保障開始年齢	I - 1 A	I - 1 B	I - 3 A	I - 3 B	I - 5 A	I - 5 B
54歳	1,190,590	1,957,444	1,503,809	2,186,124	1,827,767	2,510,082
55歳	1,182,978	1,941,364	1,488,330	2,164,716	1,803,614	2,480,000
56歳	1,173,306	1,921,201	1,469,917	2,138,605	1,775,617	2,444,305
57歳	1,163,583	1,900,974	1,450,505	2,111,750	1,745,639	2,406,884
58歳	1,153,809	1,880,679	1,430,065	2,084,119	1,713,631	2,367,685
59歳	1,143,981	1,860,308	1,408,578	2,055,681	1,679,566	2,326,669
60歳	1,134,100	1,839,863	1,385,879	2,026,321	1,643,113	2,283,555
61歳	1,120,124	1,811,284	1,357,351	1,987,532	1,599,089	2,229,270
62歳	1,106,073	1,782,599	1,326,971	1,947,289	1,551,453	2,171,771
63歳	1,091,942	1,753,799	1,294,466	1,905,373	1,499,676	2,110,583
64歳	1,077,731	1,724,870	1,259,752	1,861,685	1,443,618	2,045,551
65歳	1,063,440	1,695,794	1,222,747	1,816,126	1,383,143	1,976,522
66歳	1,044,822	1,658,076	1,178,693	1,759,733	1,313,061	1,894,101
67歳	1,026,104	1,620,147	1,131,548	1,700,703	1,237,108	1,806,263
68歳	1,007,288	1,581,987	1,081,070	1,638,791	1,154,852	1,712,573
69歳	988,171	1,543,581	1,026,877	1,573,649	1,065,583	1,612,355
70歳	968,571	1,504,903	968,571	1,504,903	968,571	1,504,903
71歳	940,742	1,450,913	940,742	1,450,913	940,742	1,450,913
72歳	912,031	1,396,546	912,031	1,396,546	912,031	1,396,546
73歳	882,293	1,341,784	882,293	1,341,784	882,293	1,341,784
74歳	851,391	1,286,609	851,391	1,286,609	851,391	1,286,609
75歳	819,128	1,231,017	819,128	1,231,017	819,128	1,231,017
76歳	774,595	1,154,447	774,595	1,154,447	774,595	1,154,447
77歳	727,542	1,077,414	727,542	1,077,414	727,542	1,077,414
78歳	677,327	999,990	677,327	999,990	677,327	999,990
79歳	623,116	918,768	623,116	918,768	623,116	918,768
80歳	563,904	832,663	563,904	832,663	563,904	832,663
81歳	476,876	697,182	476,876	697,182	476,876	697,182
82歳	380,199	550,285	380,199	550,285	380,199	550,285
83歳	271,146	388,500	271,146	388,500	271,146	388,500
84歳	146,062	207,174	146,062	207,174	146,062	207,174
85歳	0	0	0	0	0	0

2 本人・配偶者コース

保障開始年齢	II-1 A	II-1 B	II-3 A	II-3 B	II-5 A	II-5 B
54歳	2,101,724	3,555,169	2,558,931	3,905,850	3,026,877	4,373,796
55歳	2,084,822	3,520,623	2,528,940	3,861,950	2,982,990	4,316,000
56歳	2,065,768	3,481,902	2,495,509	3,812,913	2,934,339	4,251,743
57歳	2,046,568	3,443,025	2,460,564	3,762,684	2,882,772	4,184,892
58歳	2,027,217	3,403,985	2,424,085	3,711,232	2,828,263	4,115,410
59歳	2,005,684	3,360,733	2,384,037	3,654,475	2,768,781	4,039,219
60歳	1,983,977	3,317,287	2,342,314	3,596,344	2,706,106	3,960,136
61歳	1,958,051	3,265,593	2,294,272	3,528,310	2,635,004	3,869,042
62歳	1,931,915	3,213,671	2,243,833	3,458,300	2,559,335	3,773,802
63歳	1,905,545	3,161,517	2,190,543	3,385,961	2,478,227	3,673,645
64歳	1,874,846	3,101,037	2,129,923	3,302,822	2,386,845	3,559,744
65歳	1,843,841	3,040,248	2,066,072	3,216,923	2,289,392	3,440,243
66歳	1,808,267	2,970,653	1,994,186	3,119,254	2,180,602	3,305,670
67歳	1,772,336	2,900,680	1,918,190	3,017,969	2,064,160	3,163,939
68歳	1,736,033	2,830,310	1,837,771	2,912,755	1,939,509	3,014,493
69歳	1,694,846	2,751,036	1,748,080	2,794,552	1,801,314	2,847,786
70歳	1,652,779	2,671,280	1,652,779	2,671,280	1,652,779	2,671,280
71歳	1,602,053	2,576,000	1,602,053	2,576,000	1,602,053	2,576,000
72歳	1,549,965	2,480,133	1,549,965	2,480,133	1,549,965	2,480,133
73歳	1,496,305	2,383,658	1,496,305	2,383,658	1,496,305	2,383,658
74歳	1,433,271	2,271,395	1,433,271	2,271,395	1,433,271	2,271,395
75歳	1,368,034	2,157,846	1,368,034	2,157,846	1,368,034	2,157,846
76歳	1,289,560	2,022,319	1,289,560	2,022,319	1,289,560	2,022,319
77歳	1,207,516	1,885,197	1,207,516	1,885,197	1,207,516	1,885,197
78歳	1,121,112	1,746,389	1,121,112	1,746,389	1,121,112	1,746,389
79歳	1,018,812	1,581,367	1,018,812	1,581,367	1,018,812	1,581,367
80歳	909,430	1,409,089	909,430	1,409,089	909,430	1,409,089
81歳	769,659	1,184,511	769,659	1,184,511	769,659	1,184,511
82歳	617,102	944,921	617,102	944,921	617,102	944,921
83歳	448,336	686,003	448,336	686,003	448,336	686,003
84歳	237,939	360,163	237,939	360,163	237,939	360,163
85歳	0	0	0	0	0	0

配偶者の年齢は、実年齢にかかわらず契約者の年齢に同じとみなす。